平成２９年（フ）第３５号
新潟県上越市国府２丁目11番15号　ヒルトップテラス101号
債務者　久保埜利基
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１４５号
静岡県駿東郡清水町伏見577番地　横山荘２、前住所静岡県沼津市松長345番地　コーポリバー102（前々住所）静岡県沼津市東椎路1492番地の１　シティハイツ石川205
債務者　林　　俊男
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
静岡県沼津市五月町18番28号　ロイヤルパレス五月201号
債務者　関野　重人
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
静岡県沼津市五月町18番28号　ロイヤルパレス五月201号
債務者　関野　仁美
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７７号
静岡県磐田市中泉3003番地１
債務者　日置さとみ
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　23号棟102号室、従前の住所愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　６号棟103号室
債務者　野川ゆり奈
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１８号
愛知県半田市瑞穂町４丁目３番地の10
債務者　富田　勇一
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９７号
愛知県大府市吉川町５丁目113番地の４
債務者　床並真理子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６４号
愛知県知多市清水が丘２丁目1210番地　サンヒルズⅠ102
債務者　今井　里歩（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２３号
愛知県北名古屋市中之郷北151番地１　ルナハイツＢ203号
債務者　松村　美和
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５６号
愛知県豊明市阿野町新切45番地１　レオパレスエクセル101号
債務者　兼子　聡司
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６号
愛知県一宮市起字堤町162番地１
債務者　馬場　康誠
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４号
京都府舞鶴市字長浜120番地市営住宅１号
債務者　中村　友明
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
広島市東区中山西２丁目３番１―204号
債務者　竹田　明美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目11番１号　唐湊Ｎビル302号
債務者　町田　雄規
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市松陽台町38番地１　県営住宅18―12号
債務者　伊東あかね
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町６番７―41号
債務者　**西**岡　裕馬
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部